



## 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応について

本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の「感染症分類」を現行の「2類」から「5類」に変更するとの政府方針が決定され、また先行して、3月13日からはマスクの着用が基本的に個人の判断に委ねられることとなりました。

これらの政府方針・厚生労働省通達等を踏まえて、当社としての新型コロナウイルス感染防止対策について、以下の見直しを行ないます。

### 1. 勤務

(これまでの主な対応)

- ・当社施設内での業務は、ワクチン接種者と検査による陰性が確認された者（以下、ワクチン接種者等）により行うこととする。
- ・出社する場合は、マスクを着用し、対人距離を原則1 m以上確保する。

(見直し内容)

- ・「当社施設内での業務は、ワクチン接種者と検査による陰性が確認された者により行うこととする。」との対応は、関係者への周知を図った上で、3月31日に終了する。
- ・3月13日より、マスクの着用は個人の判断に委ねることとする。ただし、対人距離1 mが確保できない場合等はマスクを着用することとする。(※)

(※マスク着用については、5月8日より、一般的なエチケット、マナーを踏まえた対応に変更)

### 2. 出張

(これまでの主な対応)

- ・国内出張は、対面での面談の必要性等を十分踏まえ、ワクチン接種者等のみが実施する。
- ・海外出張は、政府の感染症危険情報を踏まえた対応とする。  
(レベル3：原則禁止、レベル2：不急の出張は見合わせ、レベル1：現地事情に応じた感染リスク等への対応を講じた上で、ワクチン接種者のみが実施)

(見直し内容)

- ・国内出張、海外出張に関する対応は、3月12日に終了する。

以 上

お問い合わせ先：総務部広報センター 03-6867-2135, 2146, 2977, 3419